

(書式 2 - 1 2)

吸収分割の債権者に対する公告

会社分割公告

〇〇商事株式会社と△△販売株式会社は平成〇〇年〇〇月〇〇日、吸収分割契約を締結しました。

この分割に異議のある債権者は平成〇〇年〇〇月〇〇日までにその旨を申し出て下さい。

記

分割会社の商号、住所

〇〇商事株式会社

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

承継会社の商号、住所

△△販売株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

分割会社、承継会社の貸借対照表の要旨は〇〇新聞 平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇項をご参照ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

甲 〇〇商事株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

乙 △△販売株式会社

解 説

異議を述べることができる債権者がいる場合には、1ヶ月以上の期間を定めてその期間内に異議が述べる旨などの事項を官報に公告し、かつ知れたる債権者には個別に催告することを要する（会社法第789条第2項、同第799条第2項、同第810条第2項）。ただし、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法または電子公告を公告方法として定款で定めている場合、官報公告に加え、かかる方法により公告すれば、個別の催告を省略できる。

異議を述べることのできる債権者とは吸収分割の承継会社の債権者（会社法第799条第1項第2号）と分割会社の債権者で分割実行後、分割会社に債務の履行を請求できなくなる債権者である（会社法第789条第1項第2号、同第810条第1項第2号）。

改正前商法では、株主総会の承認決議の日から2週間以内に債権者保護手続きをとるものとされていたが、会社法では分割の効力発生日までに債権者保護手続きの完了を要することになった（会社法第759条第6項）。このため株主総会の承認決議まえに債権者保護手続きに着手することができるようになった。